

B型肝炎訴訟への対応の基本方針

平成23年6月28日

B型肝炎訴訟については、一方で、その原因である集団予防接種が、感染症から国民の生命・身体を守り、国民全体に広く利益をもたらしたものであるが、他方で、それにより、少なからず被害を被った方々がおられることも事実である。この問題は、かつて例のない大変大きな広がりを持つものであり、長期にわたって責任のある対応をとることが必要である。

こうした認識の下、既提訴原告のみならず、今後訴訟を提起する者への対応も視野に入れ、財源確保策も含めた全体の枠組みを固めておくことが不可欠である。また、本件の原因が集団予防接種であることを踏まえ、こうした枠組みを国民全体で支えていただくことについて、国民の理解を得ることが必要である。

このような考え方の下、政府としては以下のとおり対応することとする。

一、平成23年1月11日及び4月19日に札幌地方裁判所から示された裁判所の見解を原告・国双方が受け入れたことを踏まえ、裁判所の仲介の下、既提訴原告との間で「基本合意書」を締結する。

一、また、本件の全体解決に向けて、財源確保策も含めた全体の枠組みについて、上記「基本合意書」に沿って、「別添」に基づき詳細な制度設計を行った上で、所要の法案の成立を目指す。

別 添

 B型肝炎訴訟への対応のため法的整備が必要な事項（骨子）

B型肝炎訴訟への対応のため法的整備が必要な事項（骨子）

1. 目 的

B型肝炎訴訟について、今後訴訟を提起する者も含めた対応を行うためのスキームを構築する。

2. 対象者とその認定

- (1) 対象者は、昭和 23 年から昭和 63 年までの集団予防接種における注射針等の連続使用により満 7 歳になるまでの間に B 型肝炎ウイルスに感染した者及びその者から母子感染した者
- (2) 対象者は裁判所が認定する。

3. 給付金等の支給

- (1) 主な給付金額
 - イ 死亡・肝がん・肝硬変（重度） 3,600 万円
 - ロ 肝硬変（軽度） 2,500 万円
 - ハ 慢性 B 型肝炎（（2）ロの者は除く。） 1,250 万円
 - ニ 無症候性キャリア（（2）イの者は除く） 600 万円
- (2) 除斥期間が経過した者への政策対応
 - イ 無症候性キャリア 給付金 50 万円及び定期検査費用（年 4 回まで）等
 - ロ 慢性 B 型肝炎
 - (i) 現在も慢性肝炎である者 等 給付金 300 万円
 - (ii) 現在は慢性肝炎ではない者 給付金 150 万円
- (3) 病態が進展した場合、既に支給した一時金との差額を追加給付金として支給（（2）の者の病態が進展した場合には（1）の給付金を支給）
- (4) 給付金等の請求には、一定の請求期間（5 年程度）を設ける。

4. 財源確保策

当面の和解金等の支給に必要な費用を踏まえ、期間を限って国民全体で広く分かち合う観点から、特別の財源措置を講じる。

5. 支給事務

上記財源を基金として設置し、給付金等の支給事務は、支給法人において実施する。

6. 見直し規定

施行後 5 年を目途に給付金等請求の状況を勘案し、請求期間及び財源措置を講ずる期間について検討し、必要に応じて所要の措置を講ずる。

(参考)

B 型肝炎訴訟の全面解決に係る
当面必要な費用と将来分の費用について
(患者、無症候性キャリアとも提訴率100%の場合の試算)

1. 当面(5年程度)の見込み 計1. 1兆円

○ 現在の患者分等の費用(除斥期間を経過した慢性肝炎患者を含む)

... 0. 6兆円

○ 病状進行者分の費用 ... 0. 2兆円

○ 無症候性キャリア分の費用

・ 一括金(50万円) ... 0. 2兆円

・ 定期検査費・交通費等 ... 0. 1兆円

2. 将来分(25年程度)の見込み 計2. 1兆円

○ 無症候性キャリア分の費用

・ 定期検査費・交通費等 ... 0. 6兆円

○ 病状進行者分の費用 ... 1. 5兆円

合計 最大約3. 2兆円